

第9回北九州商工会議所プレミアム付デジタル地域商品券発行要綱

(総則)

第9回北九州商工会議所プレミアム付デジタル地域商品券発行要綱（以下、「発行要綱」という。）は、北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約（別表1、別表2、別表3、別表4を含む。）に基づき北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ（以下、「アプリ」という。）を通じて販売及び発行する第9回北九州商工会議所プレミアム付デジタル地域商品券（以下、「商品券」という。）の申込、利用、その他付随する事項について定めるものです。

発行要綱に記載のない事項については、北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約に従うものとします。

第1条（発行概要）

1	商品券（通称）	第9回北九州商工会議所プレミアム付デジタル地域商品券（第9回 Paycha）
2	販売元	北九州商工会議所
3	販売総額	5, 000, 000, 000 円
4	発行総額	6, 000, 000, 000 円
5	プレミアム率	20 %
6	対象者	マイナンバーカードを所有している個人
7	対象年齢	満18歳（2026年4月1日現在）以上
8	販売方法	抽選販売（アプリから申込み）
9	申込単位	5, 000円（1口）
10	申込限度額	50, 000円（10口）以内／ひとり
11	申込期間	2026年3月2日（月）10:00～2026年3月10日（火）23:59
12	抽選発表	2026年3月19日（木）10:00 アプリで発表
13	チャージ期間	2026年3月19日（木）10:00～2026年3月25日（水）23:59
14	チャージ方法	コンビニエンスストアで現金チャージ（当選者のみ）
15	有効期間	2026年3月19日（木）10:00～2026年7月31日（金）23:59
16	取扱店	アプリ又は公式ホームページに掲載
17	公式ホームページ	https://www.paycha.e-coin.city/
18	コールセンター	0120-376-256（国内無料）窓口 9:00～19:00 2026年8月31日（月）まで

※最新情報（再募集、再抽選等含む）は、公式ホームページでご確認ください。

第2条（禁止する決済）

- 1 商品券による以下に定める商品又はサービスに対する決済を禁止します
 - (1) 金券類（商品券、回数券、プリペイドカード、ギフト券、ビール券、図書券等）、換金性の高いもの
 - (2) たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
 - (3) 印紙、切手、郵便はがき、有価証券、定期券、消費喚起が見込まれないもの
 - (4) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）、保険料等
 - (5) 税金、市指定のゴミ袋、公共料金（電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金、通信料金等）
 - (6) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により支払いが決まっているもの
 - (7) 会費、組合費、共済に類するもの、特定の宗教や政治団体と関わるもの
 - (8) 宝くじ、ゲームセンター、ギャンブル性のあるサービス、公序良俗に反するもの
 - (9) 本項第1号ないし第8号に準ずる及び不適切と判断するもの
- 2 事業用の取引（仕入、資産の購入等）に対する決済を禁止します
- 3 金融取引（振り込み、預け入れ、チャージ等）、未払金、出資、投資に対する決済を禁止します
- 4 虚偽又は架空、事実に反する取引に対する決済を禁止します
- 5 非対面（オンライン）による取引に対する決済を禁止します
- 6 商品券の有効期間が開始される日より前に行われた取引に対する決済を禁止します
- 7 商品券の有効期間が終了する日を超えて完了する取引に対する決済を禁止します
- 8 複数のスマートフォンまたはアカウントを使用し商品券の残高を合算して行う決済を禁止します
※ ただし、生計を一にする家族が所有する商品券の残高は合算して決済できるものとします
- 9 免税取引（Tax-free）に対する決済を禁止します
- 10 発行者が本条第1項ないし第9項に準ずる又は不適切と判断する決済を禁止します

第3条（問合せ先）

- 1 商品券に関する問合せ先は、発行要綱第1条第18項のコールセンターとします
- 2 コールセンターの受付時間は、9：00から19：00までとします
- 3 コールセンターの開設期間は、2026年8月31日（月）までとします

第4条（発行要綱の改定）

販売元は、その合理的な裁量によりいつでも発行要綱を改定できるものとし、改定された発行要綱は特別な記載がある場合を除きかかる改定日より有効とします

第5条（免責）

販売元は、以下に定める理由により商品券に関する業務の全部又は一部を休止、停止、終了、制限する場合において利用者に逸失利益を含む損害が発生しても、その損害に対する措置や賠償責任は負いません

- (1) 天災地変、公衆衛生上の地域における疾病的蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化
- (2) 通信回線、コンピューター、通信機器等の障害
- (3) 自治体、行政機関からの要請
- (4) 販売元の責に帰すことのできない不可抗力、技術上又は営業上の判断等

附則

発行要綱は、令和8年2月10日より施行します